

令和7年(行ウ)第6号 BSL4施設指定取消等請求事件

原告 山田一俊 ほか

被告 国

2026年(令和8年)7月7日

原告訴訟代理人意見陳述

第1 請求の概要

第2 感染症法は国民を守るため

第3 主要な争点

争点1 原告適格(行訴法9条)

争点2 BSL4施設に課される耐震基準の法令体系

争点3 その他の取消事由(感染症法56の35)

1

第1 請求の概要

- 本件は、厚生労働大臣が令和7年1月24日付けで行った、長崎大学(長崎市坂本1丁目、坂本キャンパス内)のBSL4施設(高度感染症研究センター実験棟)に対する**特定一種病原体等所持施設の指定処分**(感染症法56条の3第1項1号)および長崎大学を**特定一種病原体等所持者**として**指定する処分**(同条2項)の取消しを求める行政事件訴訟である。
- 原告らは当該施設から528m～1810mに居住する住民である。

【甲9】

2

第2 感染症法は国民を守るため

- 一種病原体は、引き起こす感染症が人から人に感染する疾病で短時間に爆発的に流行するおそれがあり、当該感染症にかかった場合の病状の程度も重篤で対症療法が中心であり、ひとたび感染すれば、国民の生命及び身体に回復しがたい極めて重大な危害を及ぼすおそれがある。
- このような理由から、国民の生命・身体を保護し、一種病原体等は、原則として、所持を禁止している（感染症法56条の3）。

【逐条解説、甲7】

3

① 感染症法の分類

一類感染症	エボラ出血熱，クリミア・コンゴ出血熱，痘そう，ペスト，マールブルグ病，ラッサ熱
二類感染症	急性灰白髄炎，結核，ジフテリア，重症急性呼吸器症候群，鳥インフルエンザ等
三類感染症	コレラ，細菌性赤痢，腸チフス，パラチフス等
四類感染症	E型肝炎，A型肝炎，狂犬病等
五類感染症	インフルエンザ，ウイルス性肝炎，梅毒，麻しん等
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ，再興型インフルエンザ

【甲10】

4

② 病原体の危険度レベル

一種病原体	ラッサウイルス、エボラウイルス、痘そうウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス等
二種病原体	SARSコロナウイルス、炭そ菌、ペスト菌等
三種病原体	狂犬病ウイルス等

【甲10】

5

【本件施設の研究対象】

全特定一種病原体

【遺伝子組み換えの実施可能性】

BSL4施設の技術基準は一種病原体の機能獲得のための遺伝子組換え実験は想定されていない。

BSL4施設の封じ込め機能を凌駕する新ウイルスが誕生するかもしれないが、その場合の危険性は、事前には誰も予測できない。

6

規制の対象となる病原体の分類の考え方		
分 類	規 制	分類の考え方
一種病原体等	所持等の禁止	・現在、我が国に存在していないもので、治療法が確立していないため、国民の生命に極めて重大な影響を与える病原体。 ・国際的にも規制する必要があるとされ、BSL4での取り扱いが必要。 ・原則、所持・輸入等を禁止するが、国又は政令で定める法人で厚生労働大臣が指定したものが、公益上必要な試験研究を行う場合に例外的に所持等を認める病原体等。
二種病原体等	所持等の許可	・一種病原体等ほどの病原性は強くないが、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるもの。 ・近年テロに実際に使用された病原体等が含まれる。 ・許可制により、検査・治療・試験研究の目的の所持・輸入を認めるもの。
三種病原体等	所持等の届出	・二種病原体等ほどの病原性はない(死亡率は低い)が死亡しないわけではない。)が、場合により国民の生命・健康に影響を与えるため、人為的な感染症の発生を防止する観点から、届出対象として、その所持状況を常時把握する必要がある病原体等。 ・主に、四類感染症に分類される動物由来感染症の病原体が含まれる。
四種病原体等	基準の遵守	・A型インフルエンザウイルスなど、病原体の保管・所持は可能であるが、国民の健康に与える影響を勘案して、人為的な感染症の発生を防止するため、保管等の基準の遵守を行う必要がある病原体等(我が国の衛生水準では、通常は死亡に至ることは考えられない病原体)。 ・所有者が使用、保管等の基準を遵守する必要がある病原体等。

【甲10】

7

感染症法に基づく病原体等管理規制の規制事項一覧					
規制事項	一種	二種	三種	四種	備考
病原体の所持	禁止	許可	届出	基準の遵守	一種病原体等は国、独立行政法人、その他政令で定める法人であって厚生労働大臣が指定した者のみ所持、輸入が可能
病原体の輸入	禁止	許可	届出	—	—
所持者の欠格条項	—	○	—	—	許可を受ける所持者の条件
許可の基準	—	○	—	—	所持目的が検査、治療、医薬品その他省令で定めるもの
許可の条件	—	○	—	—	許可に条件を付することができる
許可証	—	○	—	—	許可証の交付
許可事項の変更	—	○	—	—	—
譲り渡し・譲り受けの制限	○	○	—	—	—
感染症発生予防規程の作成	○	○	—	—	関係者への周知・自主的な病原体等の適正な取り扱いの確保
病原体等取扱主任者の選任	○	○	—	—	医師、獣医師、歯科医師、薬剤師、臨床検査技師、その他
教育訓練	○	○	—	—	病原体等の適正な取り扱いを図る
運搬の届出(公安委員会)	○	○	○	—	移動途中の盗取、交通事故による感染症の発生・まん延の防止
記憶義務	○	○	○	—	病原体等の使用状況を明らかにする、規制当局の把握
施設の基準	○	○	○	○	バイオセーフティ、バイオセキュリティの項目が含まれる
保管等の基準	○	○	○	○	—
事故届出	○	○	○	○	盗取等が生じた際は遅滞なく警察(海上保安庁)に届出
滅菌譲渡	○	○	○	○	—
災害時の応急措置	○	○	○	○	地震、火災その他災害が生じた際の応急措置及び警察への通報
感染症発生予防規程の変更命令	○	○	—	—	—
解任命令	○	○	—	—	病原体等取扱主任者の解任命令
指定・許可の取り消し	○	○	—	—	—
滅菌等の措置命令	○	○	—	—	—
報告徴収	○	○	○	○	適正な病原体等の取り扱いについて報告を求めることができる
立入検査	○	○	○	○	厚生労働省、警察(海上保安庁)が実施可能
改善命令	○	○	○	○	施設基準、保管等の基準について改善を求める
災害時の措置命令	○	○	○	○	—

【甲10】

8

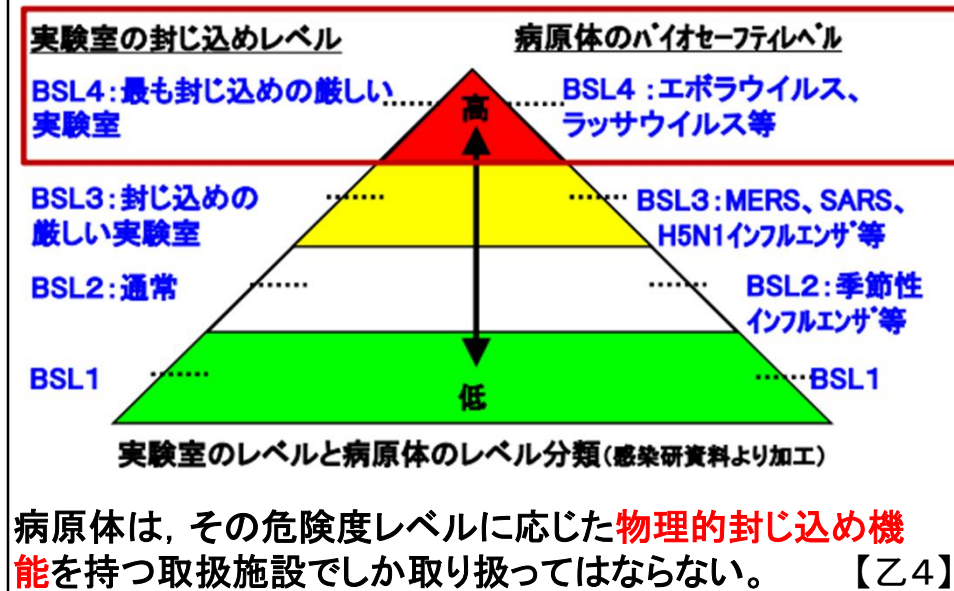
③ 病原体の取扱いに関する規定 ― 所持者	
一種病原体	下記を除き一種病原体は何人も所持してはならない ①厚労大臣が指定する施設(BSL4施設)において実験・研究を行う場合 ②国又は独立行政法人, その他政令で定める者, かつ③その特定一種病原体を適切に所持できるとして厚労大臣が指定した者
二種病原体	二種病原体を所持するには厚労大臣の許可を受けなければならない。ただし, 次の2条件がある。 ①所持の目的が検査や実験・研究等であること ②二種病原体取扱施設が技術基準に適合していること
三種病原体	三種病原体を所持した者は七日以内に厚労大臣に届け出なければならない
【甲10】	

9

【法的な位置づけ】 2種病原体 許可制 1種病原体 許可制ではない ・ 感染症法 56条の3に基づき、厚生労働大臣の指定を受けた施設のみが運営可能 ・ 日本では長崎大学と国立感染症研究所(村山庁舎)の2か所のみ ・ 重要な感染症対策インフラ(ワクチン開発・緊急対応用)

10

④ BSL4施設



11

⑤ BSL4施設の技術基準

項目	BSL4	BSL3～BSL1
実験室内部	耐水性と気密性があり、消毒と洗浄が容易な構造であること	消毒の容易な構造であること
耐震基準	総合耐震基準+建設省告示基準	総合耐震基準のみ
排気設備	2以上のHEPAフィルター、及び排気は実験室や施設の内部に再循環されないこと	1以上のHEPAフィルター 再循環禁止なし
排水設備	高圧蒸気滅菌装置、及び化学滅菌装置を通じてなされること	なし
給気設備	HEPAフィルターを通じて給気	なし
非常用設備	非常用予備電源、予備の排気設備を設けること	なし
実験室内部の監視	監視カメラその他で実験室内部を常時監視	実験室内部を観察できる窓を設ける、常時監視は不要
実験者数	2人以上で行うこと	規定なし
安全キャビネット	高度安全キャビネットクラスⅢ以上、または安全キャビネットクラスⅡ+防護服 防護服使用の場合、シャワー室が必要	安全キャビネットクラスⅡ

【乙37参照】

12

第3 主要な争点

【本案前の主張(訴訟要件)】

争点1 原告適格(行訴法9条)

【本案の主張(取消事由)】

争点2 BSL4施設に課される耐震基準

A 耐震基準(建設省告示2379号)

B 免震構造の問題(①雲仙活断層、②小江原断層)

争点3 その他の取消事由(感染症法56の35)

13

争点1 原告適格

感染症法は周辺住民の生命・身体を個別的利益として保護している

根拠①: 附帯決議(平成18年改正)

- ・「病原体等が万一にも漏出しないよう万全を期すこと」
- ・「周辺への安全配慮の下、BSL4施設を確保・稼働させること」

根拠②: 立法趣旨

- ・「一種病原体等は「国民の生命・身体に回復しがたい極めて重大な危害」をもたらす

根拠③: もんじゅ最高裁判決(最判平4・9・22)の類推

- ・「施設に近い住民ほど被害を受ける蓋然性が高く、個別的利益として保護」

14

比較軸	もんじゅ判決(原子炉)	本件BSL-4施設
規制法の目的	原子炉規制法:核燃料物質による災害を防止し公共の安全を図る	感染症法:一種病原体等から国民の生命・身体を保護する警察規制
施設の危険性	プルトニウム等の漏出→放射能汚染・深刻な災害	エボラ等の漏出→致死性の感染症の急激な拡大・多数の死者
個別保護の根拠	安全審査の過誤・欠落が近隣住民の生命・身体に直接かつ重大な被害をもたらす	耐震強度の審査不足→地震時の漏出が近隣住民に直接かつ重大な被害をもたらす
距離と被害の蓋然性	29～58km圏内の住民も「直接かつ重大な被害を受けるものと想定される地域内」と認定	528m～1810mの距離は施設勤務者とほとんど変わらない危険性

15

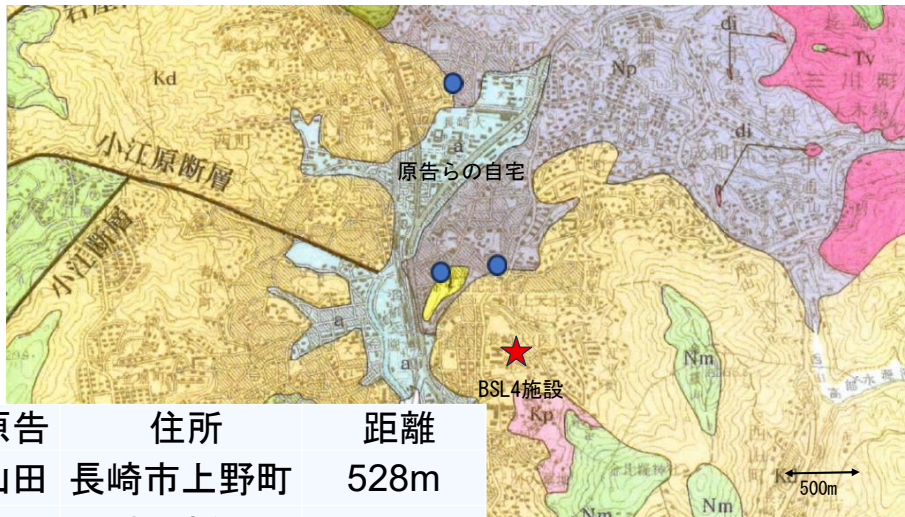
BSL4施設の位置関係



https://www.at-nagasaki.jp/db_local_img/inquiry/document/9/document.pdf

16

原告らの自宅からの距離



原告	住所	距離
山田	長崎市上野町	528m
池田	長崎市橋口町	665m
吉武	長崎市家野町	1810m

【甲9、11】

17

争点2 BSL4施設に課される耐震基準 A 耐震基準

感染症法 56条の24

↳ 感染症法施行規則 31条の27第1項3号

↳ 建設省告示第2379号(平成6年)

「国家機関の建築物の位置・規模・構造に関する基準」(以下「告示基準」)

- BSL3以下→建築基準法の「総合耐震基準」のみ
- BSL4→「総合耐震基準」+「告示基準」(上乘せ)

18

原告の主張 告示基準不適合

比較項目	総合耐震基準(Ⅰ類・A類・甲類)	建設省告示基準
構造体	部分的ひび割れ許容	ひび割れ不許容 (ウイルス漏れ防止)
建築非構造物材	天井・壁のひび割れ許容	ひび割れ不許容
建築設備	大地震後、大補修不要で継続	機能を直ちに発揮すること

長崎大学の基本構想(甲2号証)に記載の目標:Ⅰ類・A類・甲類 → 告示基準を満たさない【甲1】

19

	原告の主張	被告の反論	原告の再反論
施設の危険性	本件施設は致死性のウイルスの漏出の恐れにより、近隣住民に生命、身体への危険を生じさせる。	万一、ウイルスが漏出したとしても、ウイルスは外気中ですぐ死ぬし、空気感染や飛沫感染しないから周辺住民に危険が及ぶ可能性は相当小さい。	外気中のウイルスはなかなか死なないし、空気感染や飛沫感染もオンオフの性質ではなく、度合いで考えるべきものだから、リスクは現実的に脅威となる。実際にレ斯顿型エボラウイルスは空気感染の度合いが強いし、遺伝子組換えによる変異で度合いが強まる恐れがある。一種病原体の遺伝子組換え実験によりそのリスクはけた違いに増大する。

20

争点2 BSL4施設に課される耐震基準 B 免震構造

- 本件施設は**免震構造**を採用(甲1)
- 免震構造の弱点:**長周期地震動に対して耐震性能が極めて低い**(甲12)
- **免震構造は長周期地震動に共振し、極めて大きく揺れる力学的特性を有するため、下記の点に格別の配慮が必要**

21

争点2 BSL4施設に課される耐震基準 B 免震構造

- ①雲仙活断層を正當に調査したか不明(とくに、長崎県策定の防災計画における最大地震規模を想定したか?)
- ②施設から約1kmの小江原断層を無視
- ③熊本地震の時に生じた長周期地震動をスペクトル解析して、本件建物の揺れを原告らが試算したところ、熊本地震の数分の一の強さで本件施設は設計値を上回る揺れを示したが、長周期地震動への安全性は本当に大丈夫なのか?

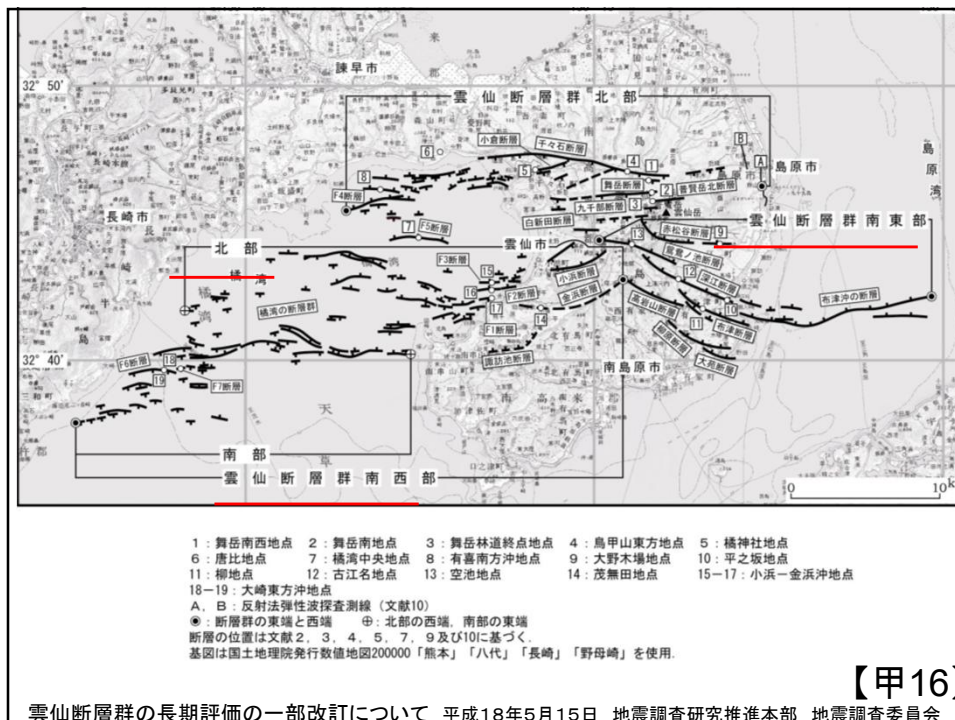
22

① 雲仙断層を正當に調査したか不明

- ・ 雲仙断層は発生確率が高く、最大限の配慮が必要
地震本部「北部は今後30年の間に地震が発生する可能性が我が国の主な活断層の中では高いグループに属する」南部は「やや高いグループに属する」
- ・ 情報公開請求でも、長崎大学はどのような断層を調査したかすら提出しない。

【甲16】

23



24

想定地震の比較(雲仙断層)

長崎県・長崎市
雲仙地溝南縁 東部断層帯
と西部断層帯の連動
マグニチュード7.7
断層長さ 49km

長崎大学
雲仙断層南西部
マグニチュード7.5
断層長さ 不明

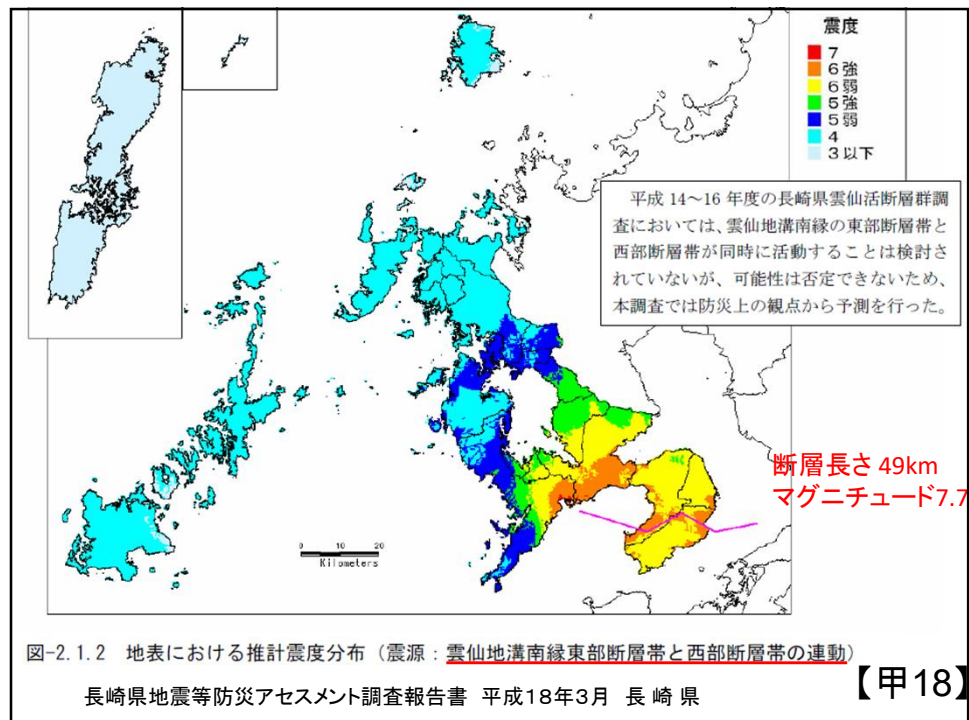
長崎県地震等防災アセスメント調査報告書
平成18年3月 長崎県

長崎大学との情報公開裁判で長崎大
学が提出

【甲18,19】

【甲20】

25



26

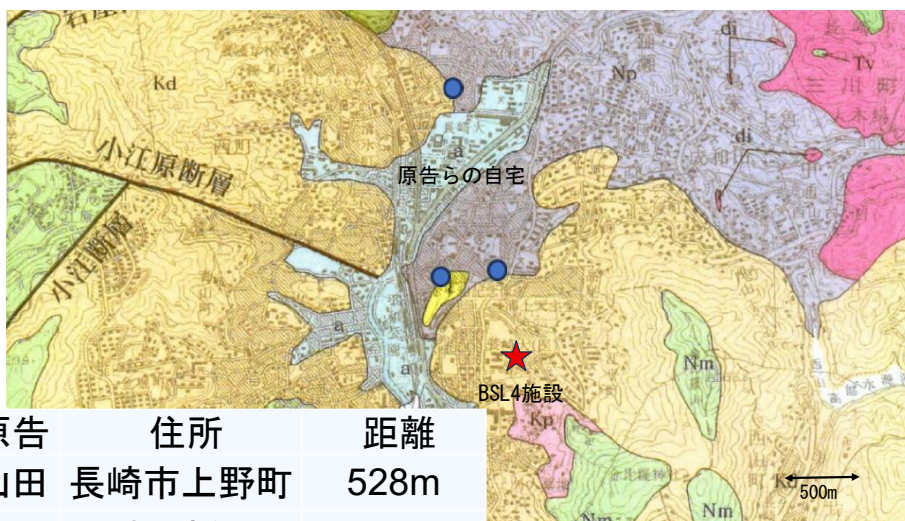
② 小江原断層を無視

【本件施設固有の危険】

- 施設からわずか約1kmの位置に小江原断層が存在
- 長崎大学は小江原断層が活断層か否かの調査すら実施していない
- 告示基準の「地震・津波・火事・暴風雨等による災害時に機能を発揮できること」を満たさない

27

原告らの自宅からの距離



原告	住所	距離
山田	長崎市上野町	528m
池田	長崎市橋口町	665m
吉武	長崎市家野町	1810m

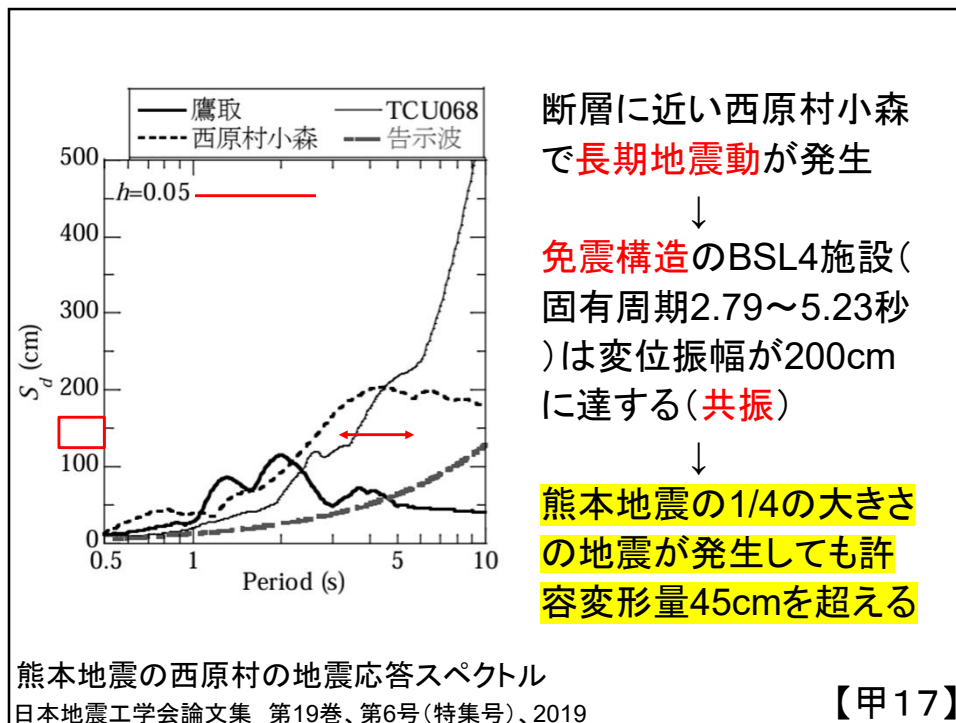
【甲9、11】

28

③ 長周期地震動スペクトル解析

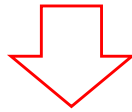
- 熊本地震の時に生じた長周期地震動をスペクトル解析した研究結果から、熊本地震の数分の一の強さで本件施設は設計値を上回る揺れを示したが、長周期地震動への安全性は本当に大丈夫なのか？
- 熊本地震(2016年)でも内陸断層型地震による長周期地震動が確認済み(甲14、23)

29



30

- 原発で「免震構造」は許可されたことはない。
- 2016年熊本地震 長周期地震動が大規模に発生し、長周期パルスという地震動に初めて気づいた。
- 免震構造は長周期地震動に対して、揺れが極めて大きく増幅する力学的宿命を持つ。
- 熊本地震の数分の一の地震動で、本件施設の設計振幅を超える。



安全上の欠陥が大きく疑われる。

31

争点3 その他の取消事由（感染症法56の35）

取消事由

- | | | |
|----|----------|-----------|
| 2号 | 技術基準不適合 | 上記耐震基準違反 |
| 3号 | 避難計画の未策定 | 避難計画不存在 |
| 3号 | 弁償能力の欠如 | 長崎大学の賠償能力 |

32

**【主題】住宅密集地でのBSL4
病原体の研究は危険であり、
違憲・違法である**

- ・漏出が近隣住民の生命、身体の危険に直結する、極めて危険な施設を住宅地、商業地、観光地でわざわざ稼働する必要はない。
- ・近距離に居住する原告らは、本件BSL4施設起源の感染被害に巻き込まれる蓋然性が高い。
- ・本件BSL4施設の指定は速やかに取消が必要である。